

公共工事中間前払金制度の導入について

江東区では、平成22年4月1日より工事着手前の前払金とは別に、建設業者への資金供給の円滑化を図るために、公共工事「中間前払金制度」を導入いたします。

制度の概要

公共工事中間前払金制度とは、前払金を受けた工事請負契約において、一定の条件を満たしている場合であれば、中間検査を必要としないで、当初の前払金(契約金額の4割・限度額2億円)に追加して、さらに契約金額の2割(限度額1億円)を中間前払金として受け取ることができる制度です。

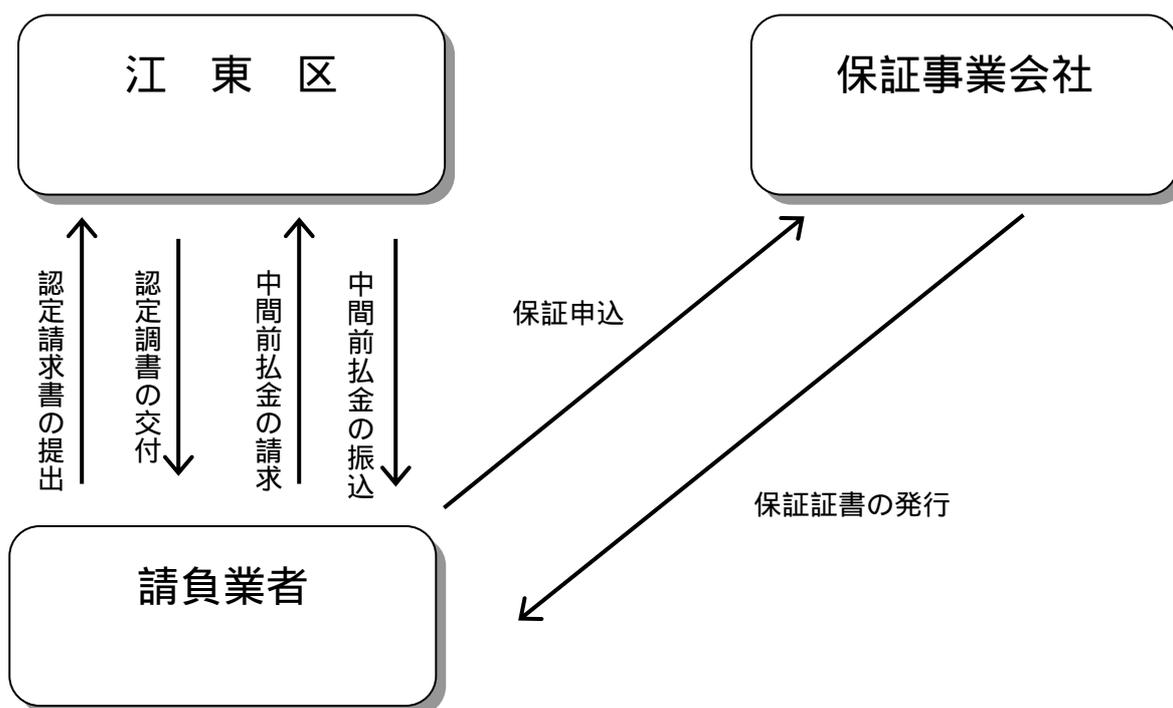
利用条件

*江東区から公共工事を受注・施工している請負業者で、以下の条件を満たす業者

1. 前払金を受けていること。
2. 工期の2分の1を経過していること。
3. 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
4. 出来高が請負代金額の2分の1以上であること。
5. 保証事業会社と中間前払金に係る保証契約を締結していること。

請求手続き

フロー図



手続きの流れ

1. 請負業者は、江東区に「認定請求書」を提出します。
2. 江東区は、支払要件等を確認して請負業者に「認定調書」を交付します。
3. 請負業者は、認定交付された「認定調書」により、保証事業会社に対して中間前払金保証の申込みを行います。
4. 保証事業会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金の保証証書を請負業者に発行します。
5. 請負業者は、請求書に「保証証書」を添付し、江東区に中間前払金を請求します。
6. 江東区は、当初の前払金に追加して、中間前払金（契約金額の2割・限度額1億円）を請負業者の指定する金融機関に振り込みます。

提出書類

（中間前払金の申請時）

1. 認定請求書（2通）
江東区様式（第1号様式）
2. 工事履行報告書（2通）
江東区様式（第2号様式）

この中間前払金制度は、原則として、部分払制度との併用はできません。そのため、中間前払金を受領した後の工事代金の残金の請求は、完成払のみとなります。